

# 小豆島町 いきいきプラン

～第2次 男女共同参画基本計画(令和2年度改訂版)～

令和3年3月改訂



# 目次

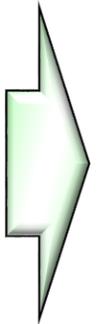
○ 計画の目的	2
○ 計画の位置づけ	3
○ 計画の体系	4
○ I さまざまな分野での男女の意識づくり	5 — 9
○ II 男女があらゆる分野に参画できる環境づくり	10 — 16
○ III 一人ひとりが人権を尊重しあえるまちづくり	17 — 23
○ 誰もがいきいきと暮らせる社会の実現に向けた取り組み	24
○ 用語説明	25 — 26

## 計画の目的

男女共同参画社会とは、男女がお互いを尊重しあい、社会のあらゆる分野で、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、喜びや責任を分かち合うことのできる社会です。

小豆島町では、自分を大切にそして相手も大切にできる人権尊重の精神を誰もが持つことのできる社会、また、性別にかかわらず、社会のあらゆる分野において、自らの意思で生き方を選択し、誰もがいきいきと暮らせる社会を目指します。

そのために、個性や個人の意識を大切にしながらも、これまでの固定的概念にとらわれず、男女共同参画の視点を取り入れた、誰もが住みやすい小豆島町をつくるための基本計画を策定するものです。



誰もがいきいきと暮らせる社会の実現

## 計画の位置づけ

### ■ 小豆島町男女共同参画基本計画

男女共同参画社会基本法 第14条第3項

### ■ 小豆島町女性活躍推進計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第6条第2項

### ■ 小豆島町DV防止基本計画

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）第2条の3第3項

小豆島町いきいきプラン  
〜第2次男女共同参画基本計画〜

## 計画の期間

平成28年度から令和7年度までの10年間（令和2年度に見直し）

※ 令和2年度にアンケート調査を実施し、計画・指標を見直しました。

※ 社会情勢の変化等に応じて、随時見直しを図ります。



# 計画の体系

目的

基本目標

重点目標

施策の方向

誰もがいきいきと暮らせる社会の実現

I

さまざまな分野  
での男女の意識  
づくり

- 男女平等と男女共同参画の意識づくり

- 男女平等・男女共同参画の  
視点に立つ教育・学習の充実

- ◆ 男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進

- ◆ 男女平等・男女共同参画の視点に立つ学校教育の推進

- ◆ 男女平等・男女共同参画の視点に立つ生涯学習の推進

II

男女があらゆる  
分野に参画でき  
る環境づくり

- 政策・方針決定過程への女性の  
参画推進

- 男女のワーク・ライフ・バランス  
(仕事と家庭の調和)の推進  
【女性活躍推進計画】

- 女性の職業生活における活躍の推進  
【女性活躍推進計画】

- ◆ 政策・方針決定過程への女性の参画推進  
地域活動などの分野における男女共同参画の推進

- ◆ ワーク・ライフ・バランス(仕事と家庭の調和)の  
普及・啓発

- ◆ 男女の育児休業の取得促進、男性の家事・育児・介護の  
参加支援、祖父母の育児参加支援

- ◆ 女性の職業能力発揮や意欲向上への支援

III

一人ひとりが  
人権を  
尊重しあえる  
まちづくり

- DV防止対策(男女間における  
あらゆる暴力の根絶)の推進  
【DV防止基本計画】

- ハラスメント防止対策の推進

- 誰もが安心していきいきと  
暮らせるための支援

- ◆ DV防止にむけた啓発・相談体制の充実

- ◆ 虐待防止等ネットワーク会議・各機関との連携

- ◆ ハラスメントの防止研修の実施

- ◆ 人権教育・人権啓発活動の推進

# I さまざまな分野での男女の意識づくり

## ◆男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進

男女共同参画社会を実現するためには、固定的性別役割分担意識を見直すことなど、町民一人ひとりの男女共同参画に関する意識を醸成していくことが必要である。

「男だから、女だから」という理由で生き方や働き方が制限されることのないよう、男女共同参画に対する理解を深めるために、さまざまな機会を通して、分かりやすい広報・啓発活動を行う。

### 施策の方向

### 施策の内容

### 実績と今後の取組

#### 男女平等意識浸透のための啓発活動

住民生活課／男女共同参画推進室

男女が、性別にかかわらず一人の人間として尊重されるためには、あらゆる場で男女の人権が尊重され、だれもが平等であることの人権感覚を高めることが必要である。

また、「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、自らの意思で生き方を選択できるよう、男女平等意識を高めるための情報提供を行い、啓発活動に努める。

【～令和2年】

- 男女共同参画講演会による情報提供 (H28,H29,H30,R1)
- 図書館での男女平等意識を高める図書のコピー展 (H30,R1,R2)

【令和3年～】

- 継続

#### 男女共同参画推進のための啓発活動

住民生活課／男女共同参画推進室

男女共同参画社会の必要性を広く認識し、理解を深められるよう、講座、講演会、及び研修会を実施し、意識啓発・学習機会の充実を図る。女性だけでなく、男性や育児中の人も参加しやすい講座や研修会になるよう努める。また、公民館での活動、自治会での活動など、さまざまな機会をとらえて啓発活動を行う。

【～令和2年】

- 男性の家事（料理）参加をテーマにした講座の開催(H28,H29,H30,R1)
- 研修会等に託児所を設置 (H28,H29,H30,R1)

【令和3年～】

- 継続
- 男性の家事（掃除）教室を実施

#### 男女共同参画に関する広報活動

企画財政課  
住民生活課／男女共同参画推進室

男女共同参画社会の必要性を広く認識してもらえよう、さまざまな機会をとらえて、広報誌の掲載、リーフレットの作成など、広く広報活動を行う。

広報誌など町の刊行物やホームページなど、人権や男女平等に配慮した表現で広報活動を行う。

【～令和2年】

- 6月の男女共同参画週間に合わせ記事の掲載
- ホームページに常設掲載

【令和3年～】

- 継続

## ◆男女平等・男女共同参画の視点に立つ学校教育の推進

### 施策の方向

男女平等の意識は、幼少期からの教育によって、正しい知識が養われる。  
現在、実施されている人権・同和教育を軸に、児童、生徒の発達段階に応じて、男女平等と男女共同参画の意識を醸成する視点に立った教育を継続的に行う。

### 施策の内容

### 実績と今後の取組

#### 教育現場等での取り組み

教育委員会  
住民生活課／男女共同参画推進室

小豆島町では、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校にかけて、共通した人権・同和教育実践課題を掲げ、発達段階に応じた人権教育を行っている。  
その中で、男女の人権に配慮した教育を継続して行う。

- 【～令和2年】
- 小学校4年生で性別にとらわれず自分らしく生きることを学習
  - 発達段階に応じた男女の人権に配慮した教育
- 【令和3年～】
- 継続

#### 中学校・高等学校での取り組み

教育委員会、健康づくり福祉課  
住民生活課／男女共同参画推進室

男女間における暴力を防止するためには、早期から学校で暴力を防止するための教育を行うことが必要である。  
若年層に起こっているデートDVに関する出前講座などを積極的に取り入れ、暴力は絶対許されないことを啓発する。

- 【令和3年～】
- 中学生・高校生を対象とした出前講座の実施
  - 中学生・高校生を対象とした啓発チラシを配布

#### 教育の場における教職員に対する研修

教育委員会  
住民生活課／男女共同参画推進室

教育関係者対象の男女平等教育と男女共同参画に関する研修会を実施する。  
教職員の世代によっては、男女共同参画に対する認識が違ふと考えられることから、共通認識を持てるような研修を行う。

- 【～令和2年】
- 町民対象の研修会等に参加
- 【令和3年～】
- 教育関係者を対象とした研修を実施

## ◆男女平等・男女共同参画の視点に立つ生涯教育の推進

### 施策の方向

男女共同参画があらゆる人の「自分の問題」としての理解を深めることが、実践に移す第1歩となることから、学校教育を修了した後も、生涯を通じてさまざまな場所での学習の機会を提供する。

### 施策の内容

#### 地域活動の中で学習の場の提供

教育委員会、健康づくり福祉課  
住民生活課／男女共同参画推進室

身近な生涯学習施設である公民館、働く婦人の家等での活動を通して、男女共同参画の理解が図られるような学習の場を、関係部署と連携しながら提供する。

#### 地域の中のあらゆる活動を通して、人との関わりの提供を進める 【介護保険事業計画・老人福祉計画、すくすく子育て応援アクションプランに基づく】

教育委員会、高齢者福祉課  
住民生活課／男女共同参画推進室

介護予防支援ボランティア、学校支援ボランティアなどのボランティア活動により、男女がともに人と関わり、地域の中で生きがいをもって暮らせるためにボランティア活動を推進する。

#### 男女共同参画の意義に関して、継続的に学習ができる講座の開催

住民生活課／男女共同参画推進室

男女共同参画の意義に関して理解を深めるために、継続して関連した講座を開催する。

### 実績と今後の取組

【令和3年～】

- 公民館等で男女共同参画に関する講座を実施

【～令和2年】

- 学校支援ボランティア活動、認知症サポーター養成講座、こまめ隊養成塾の実施

【令和3年～】

- 継続
- 地域学校協働活動の推進

【～令和2年】

- ワーク・ライフ・バランスに関する研修 (H29,H30,R1)

【令和3年～】

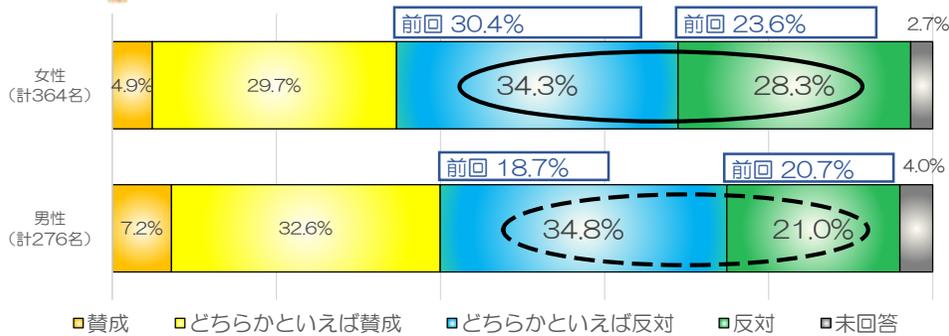
- 継続

# I さまざまな分野での男女の意識づくり 関連資料



## 固定的性別役割意識の解消

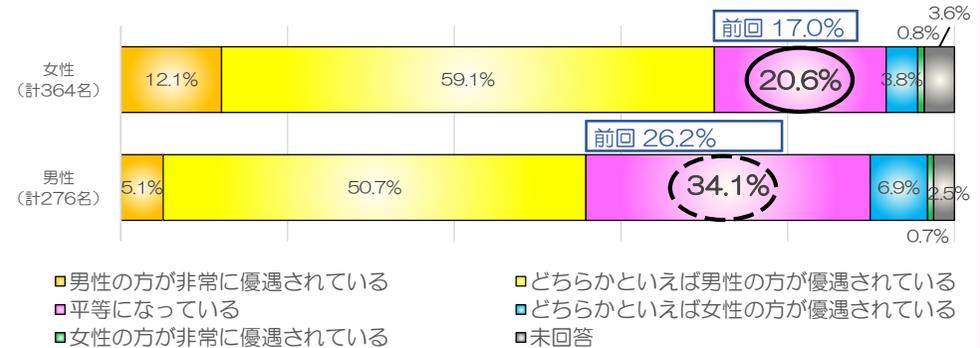
男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである



小豆島町「男女共同参画社会実現に向けた町民意識調査」(令和2年)

## 男女平等意識の醸成

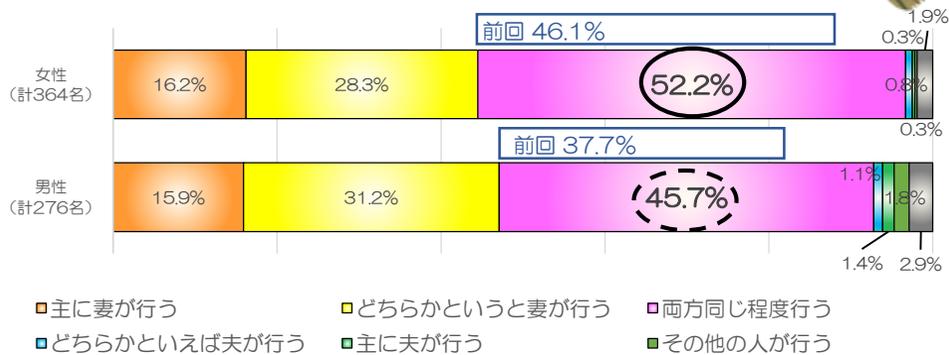
家庭生活において、男女の地位は平等になっていると思いますか



小豆島町「男女共同参画社会実現に向けた町民意識調査」(令和2年)

## 家庭生活における役割分担意識の解消<<希望>>

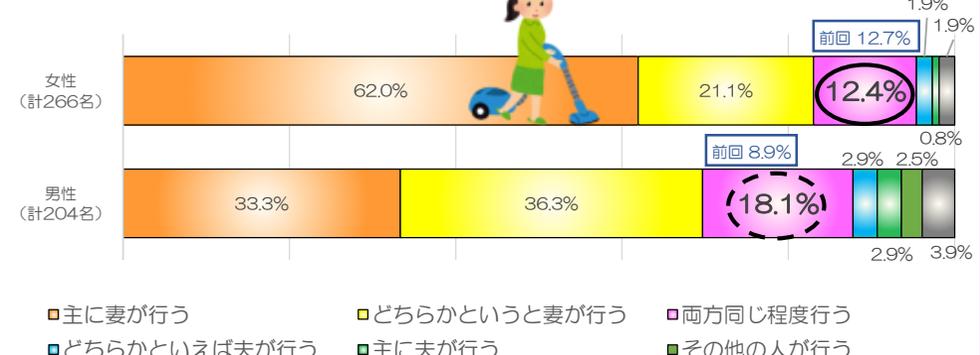
掃除をする<<家庭での役割分担の希望>>



小豆島町「男女共同参画社会実現に向けた町民意識調査」(令和2年)

## 家庭生活における役割分担意識の解消<<現状>>

掃除をする<<家庭での役割分担の現状>>



小豆島町「男女共同参画社会実現に向けた町民意識調査」(令和2年)

## I さまざまな分野での男女の意識づくり 評価指標

評価指標	現状値 (H28)	目標値 (R2)	現状値 (R2)	目標値 (R7)
「男性は仕事、女性は家庭」という考え方に反対の割合※	※女性 53.6% 男性 39.4%	※女性 55.0% 男性 45.0%	女性 62.6% 男性 55.8%	女性 70.0% 男性 60.0%
家庭生活の中で男女の地位が平等になっていると思う人の割合	女性 17.0% 男性 26.2%	女性 24.0% 男性 31.0%	女性 20.6% 男性 34.1%	女性 24.0% 男性 40.0%
「掃除をする」家事を、夫婦で同じ程度行っている割合	女性 12.7% 男性 8.9%	女性 18.0% 男性 15.0%	女性 12.4% 男性 18.1%	女性 18.0% 男性 20.0%
男女共同参画講演会に参加した男性の割合	25.8%	30.0%	39.3%	45.0%
人権啓発に関する講座・講演会・研修会等の開催回数	4回 / 年	8回 / 年	8回 / 年	8回 / 年
全国学力・学習状況調査の質問紙調査において、自尊感情に関わる質問項目について	小学校 【全国平均以上】 中学校 【全国平均以下】	小学校 【全国平均以上】 中学校 【全国平均以上】	小学校 (R1) 【全国平均以下】 中学校 (R1) 【全国平均以上】	小学校 【全国平均以上】 中学校 【全国平均以上】

※ 「男性は仕事、女性は家庭」という考え方に反対の割合

H28の現状値の数値とR2の現状値の数値は回答項目に違いがあるため、H28の回答項目から「どちらでもない」を除き、R2と同じ割合で換算しています。H28現状値を換算し直したため、R2の目標値の見直しをしました。

## II 男女があらゆる分野に参画できる環境づくり

### ◆政策・方針決定過程への女性の参画推進、地域活動などの分野における男女共同参画の推進

#### 施策の方向

一人ひとりが社会や政治に関心を持つとともに、あらゆる活動に男性も女性もともに参加・参画することが大切である。ともに参加・参画することで、性別に関わりなく役割と責任を担う意識を持つことを求めていく。

#### 施策の内容

#### 実績と今後の取組

##### 小豆島町における女性の参画推進

総務課  
住民生活課／男女共同参画推進室

小豆島町職員が自ら男女共同参画、女性活躍の手本となるよう、女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定及び公表を行い、率先して行動する。

各種審議会や委員会等の女性委員の登用率が上昇するよう、所管している担当課へ積極的な登用を求める。

【～令和2年】

- 4月と10月に役員改選のある審議会等の所管課へ女性委員の積極的登用の依頼

【令和3年～】

- 継続

##### 地域活動・学校活動における女性・男性の参画推進

高齢者福祉課  
住民生活課／男女共同参画推進室

自治会活動をはじめ、PTA活動や地域活動において、積極的に活動に参画するよう働きかけをするとともに、女性の参画意欲向上のための講座等を開催する。

男女共同参画推進員を任命し、地域での活動を積極的に行うボランティア活動など、人とつながり、地域とつながる活動の参加を男女を問わず推進していく。

【～令和2年】

- 女性のキャリアアップセミナーの実施（H30,R1）

【令和3年～】

- 継続

##### 政策・方針決定過程への女性の参画推進

総務課

あらゆる分野の意思決定に、男女がともに参画することで、新しい視点が提起されるため、性別にかかわらず、能力のある人材を管理職に登用するよう推進する。

【～令和2年】

- 性別にとらわれない管理職への登用を促進

【令和3年～】

- 継続

## ◆ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）の普及・啓発

### 施策の方向

仕事は生活の経済的基盤ですが、家事、育児、地域活動も暮らしに欠かすことができないものである。仕事と家庭どちらも充実させ、男性も女性も一人ひとりが望む生き方ができる社会の実現を普及・啓発する。

### 施策の内容

#### ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

総務課  
住民生活課／男女共同参画推進室

社会的機運を醸成するために、テーマに沿った講座・講演会・研修会を開催する。  
女性は、ワーク・ライフ・バランス実現のために、「配偶者や家族が仕事に理解を示し、家事・育児・介護に参加してくれること」を望んでいることから、男性の意識改革のための講座等を実施する。  
町職員のワーク・ライフ・バランスの向上を図るための環境づくりを行う。

#### 子育てに関わる支援

【小豆島町すくすく子育て応援アクションプランに基づく】

教育委員会・健康づくり福祉課  
住民生活課／男女共同参画推進室

子育てに関する、さまざまな負担の軽減や仕事との両立を図るために、子育て支援体制の充実を引き続き図っていく。  
子育ての過程において、経験・知識の豊富な人材である高齢者や企業、地域のみんなで子育てに参加し、仕事も家庭も充実するよう推進する。

#### 介護に関わる支援

【小豆島町介護保険事業計画・老人福祉計画に基づく】

高齢者福祉課  
住民生活課／男女共同参画推進室

介護サービスや施設の整備を行い、家族による介護への負担を軽減させる。  
健康づくり、介護予防活動の推進により、高齢になってもいきいき暮らせる健康寿命を延ばす。  
介護にかかる負担を男女で分担できるような意識の醸成を図る。

### 実績と今後の取組

【～令和2年】

- ワーク・ライフ・バランス研修 (H29,H30,R1)
- 男性の家事（料理）参加をテーマにした講座の開催 (H28,H29,H30,R1)

【令和3年～】

- 継続
- 男性の家事（掃除）教室を実施

【～令和2年】

- 子育てに関する情報発信
- 公共施設を活用した居場所づくり
- フレキシブル勤務の推奨
- あいいく会活動の推進

【令和3年～】

- 継続

【～令和2年】

- 各地区におけるサロン活動による介護予防体操等の実施

【令和3年～】

- 継続

## ◆男女の育児休業の取得促進、男性の家事・育児・介護参加、祖父母の育児参加支援

### 施策の方向

男女共同参画は、女性の課題ととらわれがちですが、男性にとっても仕事と家庭を両立できる暮らしやすい社会である。女性が働き続けるためには、男女で一緒に子育てする意識が大切である。男性も積極的に子育てに関わり、男女ともが「仕事も楽しい、家庭も楽しい」と感じることのできる生活を目指す。

### 施策の内容

### 実績と今後の取組

#### 男女の育児休業取得促進

教育委員会  
住民生活課／男女共同参画推進室

女性が働き続けるためには、男女で一緒に子育てに関わることが大切である。女性だけに負担がかからないよう、男性が積極的に家事や育児に参加できるような意識づくりを啓発する。  
企業や事業所に男女を問わない育児休業取得の推進や職場復帰までの職場環境風土についての意識啓発とともに、助成金制度などの情報提供を行う。

- 【～令和2年】
- ワーク・ライフ・バランス研修での男性の育児参加の啓発
- 【令和3年～】
- 継続
  - 助成金制度等の周知

#### 家族で家事・育児・介護を支え合える意識づくり

教育委員会、健康づくり福祉課  
住民生活課／男女共同参画推進室

男性が女性とともに、家事・育児・介護・地域活動に積極的に参加するためには、夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図ることが大切であり、日常적으로お互いを支え合う意識の醸成を図る。

- 【～令和2年】
- 多世代にわたる食育活動(K'sキッチン、健康教室など)を実施
- 【令和3年～】
- 継続

#### 町職員の意識づくり

総務課  
住民生活課／男女共同参画推進室

町職員が男女平等と男女共同参画の意識を持ち、率先して、男女共同参画社会の実現を担えるよう、職員研修を実施する。

- 【～令和2年】
- ワーク・ライフ・バランス研修(H29,H30,R1)
  - 課長以上の職員のイクボス宣言
- 【令和3年～】
- 継続

## ◆女性の職業能力発揮や意欲向上への支援

### 施策の方向

小豆島町では、男女とも、子どもができてみずと職業を持ち続けることを多くの人が望んでおり、そのために活用できる制度の整備、職場環境の整備が必要となる。社会全体の機運を高めるために、企業・事業所への働きかけ、また、女性自身が働き続けることへの意識の醸成やスキルアップのための支援を行う。

### 施策の内容

#### 企業・事業所における啓発

住民生活課／男女共同参画推進室

企業・事業所において女性の活躍に向けた意識の醸成のため、「女性活躍推進法」の周知を図り、女性が働き続けられる取り組みを促進する。  
また、女性が性別により差別されることなく、働き続けられるよう、商工会、法人会等を通じて職場環境づくりについて啓発する。  
商工観光課の企業訪問に同行するなど、積極的に企業に出向き、啓発を行う。

### 実績と今後の取組

【令和3年～】

- 商工会・法人会を通しての啓発を実施
- 企業訪問のテーマに沿った啓発を実施

#### 女性自身の意識改革

住民生活課／男女共同参画推進室

男性の意識改革を含めた研修を実施するとともに、女性が働き続けるための意欲向上の研修、さらには女性のスキルアップや自己研さんできる学習の機会を提供する。  
女性が働くことが当たり前の意識の醸成を図る取り組みを行う。

【～令和2年】

- 女性のキャリアアップセミナーを実施(H30、R1)

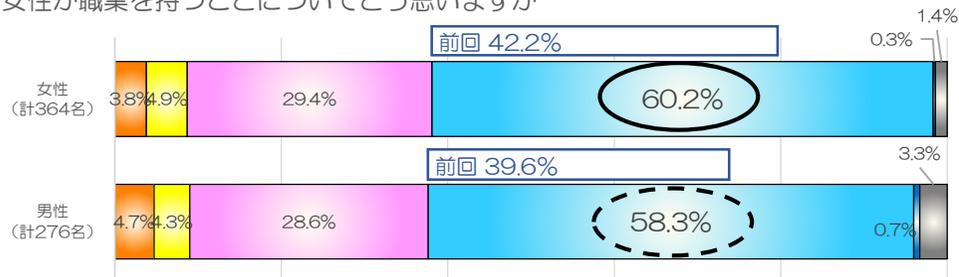
【令和3年～】

- 継続

## Ⅱ 男女があらゆる分野に参画できる環境づくり 関連資料

### 女性の働き方に対する考え

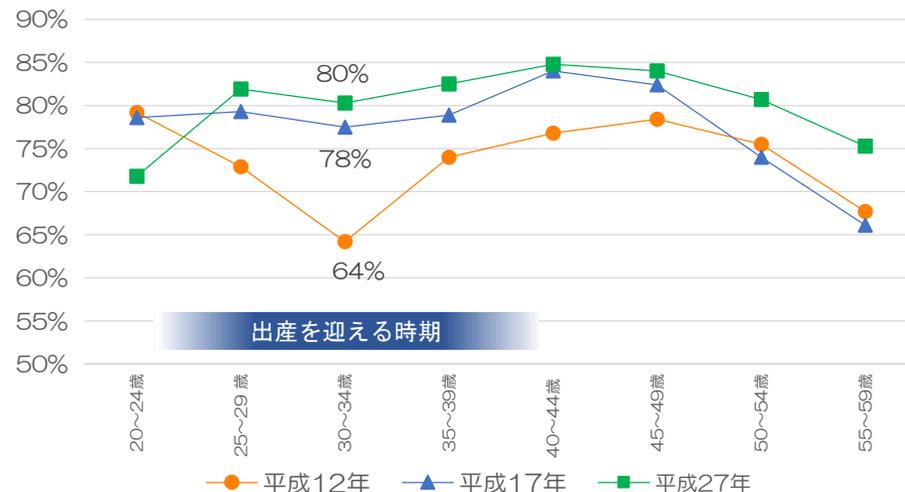
女性が職業を持つことについてどう思いますか



- 結婚するまでは、職業を持つ方がよい
- 子どもができるまでは、職業を持つ方がよい
- 子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持った方がよい
- 子どもができて、ずっと職業を持ち続ける方がよい
- 女性は職業を持たない方がよい
- 未回答

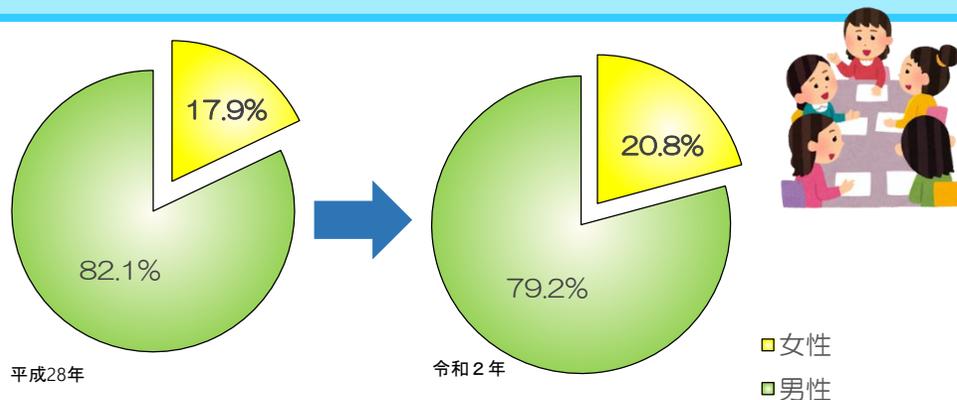
小豆島町「男女共同参画社会実現に向けた町民意識調査」(令和2年)

### 小豆島町における女性の労働力率の推移



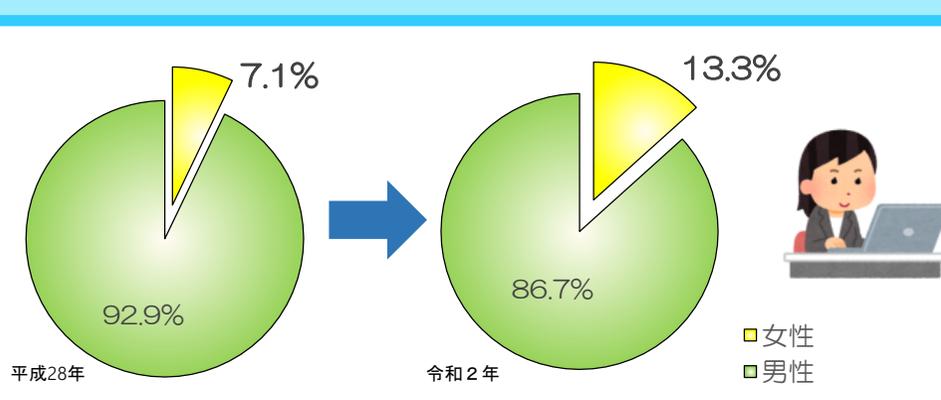
※労働力率・・・労働力比率、労働力人口比率ともいう。生産年齢人口に対する労働力人口(就業者数と完全失業者数とを合わせた労働力人口が15歳以上の人口に占める割合。労働力人口÷15歳以上の人口(生産年齢人口)×100の数値)で示したもの。  
「国勢調査」(平成27年)

### 小豆島町の審議会における女性登用率



「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」

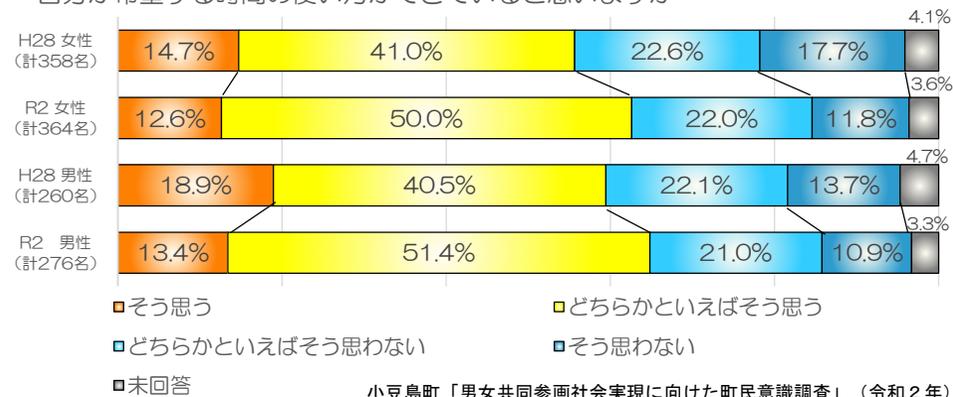
### 小豆島町の女性管理職の割合



「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」

## 小豆島町におけるワーク・ライフ・バランスの状況

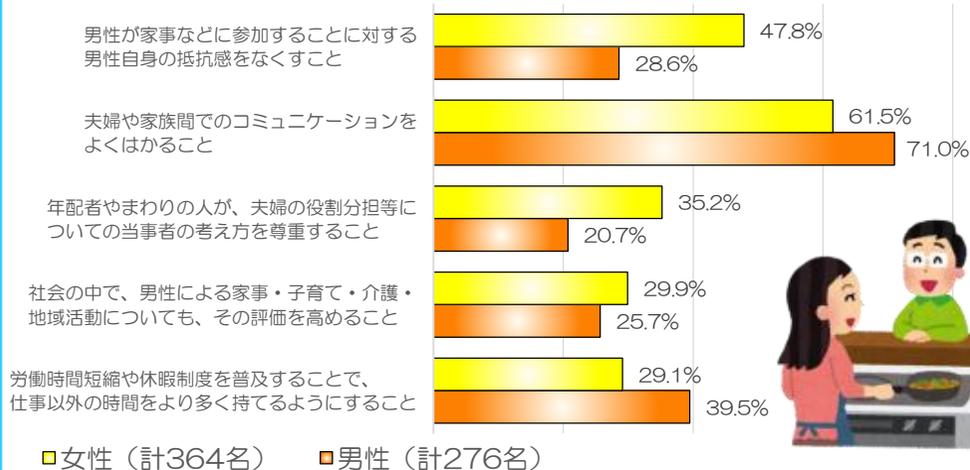
仕事や家庭、地域、社会活動、趣味、娯楽などで、  
自分が希望する時間の使い方ができていると思いますか



小豆島町「男女共同参画社会実現に向けた町民意識調査」(令和2年)

## 男女がともに家庭・地域活動に参加するために

今後、男性が女性とともに家事・子育て・介護・地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか

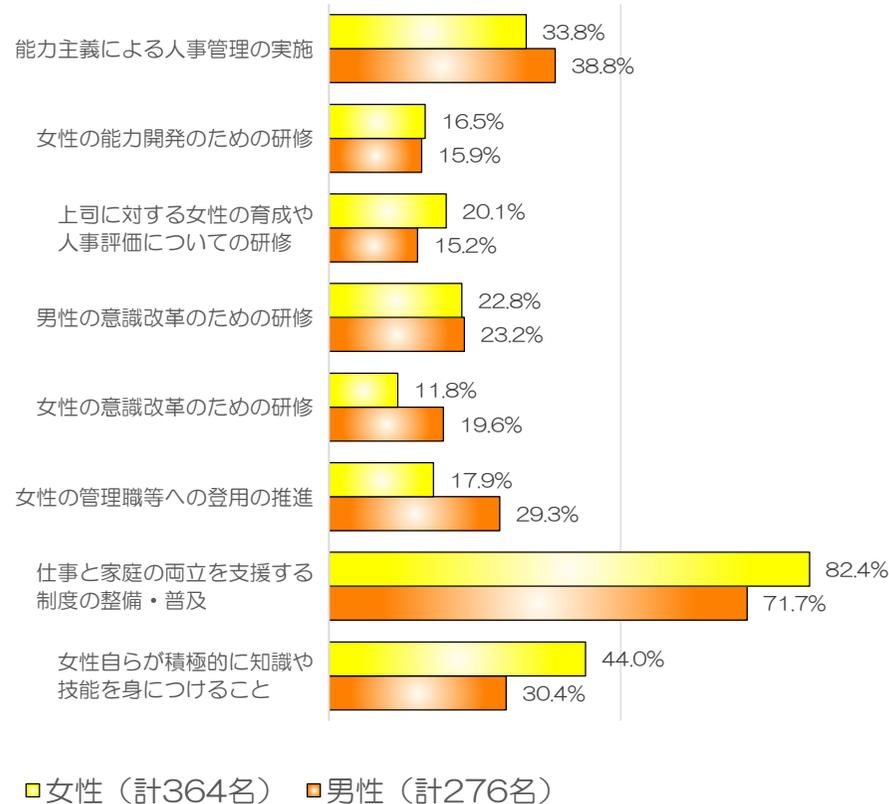


小豆島町「男女共同参画社会実現に向けた町民意識調査」(令和2年)



## 女性の職業能力の向上に必要なこと

女性が職場で能力を発揮するためには、  
どのようなことが必要だと思いますか



小豆島町「男女共同参画社会実現に向けた町民意識調査」(令和2年)

## Ⅱ 男女があらゆる分野に参画できる環境づくり 評価指標

評価指標	現状値 (H28)	目標値 (R2)	現状値 (R2)	目標値 (R7)
子どもができて、ずっと職業を持ち続けるほうがよいと感じる人の割合	女性 42.2% 男性 39.6%	女性 50.0% 男性 45.0%	女性 60.2% 男性 58.3%	女性 70.0% 男性 60.0%
小豆島町の審議会における女性委員の登用率	17.9%	23.0%	20.8%	23.0%
小豆島町職員の女性管理職の割合	7.1%	16.0%	13.3%	16.0%
小豆島町が主催する講演会等の託児サービスを実施するための託児ボランティアの登録	—	20人	14人	20人
介護予防ボランティア登録者数	220人(H26)	350人(R1)	310人(R1)	385人
介護予防運動教室 年間参加者数	150人(H26)	200人(R1)	※ 80人(R1)	※ 80人
サロン活動の取り組み箇所数	26箇所(H26)	35箇所(R1)	51箇所(R1)	57箇所
プレママ・プレパパのマタニティ教室の父親の参加割合	10.0%(H26)	30.0%(R1)	14.3%(R1)	30.0%

※介護予防運動教室は地域で行われるサロン活動へ移行しているため、参加者数が減少し、代わりにサロン活動の取り組みか所が増加

### Ⅲ 一人ひとりが人権を尊重しあえるまちづくり

#### ◆DV防止に向けた啓発・相談体制の充実

##### 施策の方向

男女間における暴力は、犯罪となる恐れもある重大な人権侵害であるとの認識を持ち、あらゆる暴力のない社会をつくるために、DV防止の啓発を行い、被害者の早期発見、相談体制の充実を図る。

##### 施策の内容

##### 実績と今後の取組

##### DV発生の防止・抑制に向けた啓発

教育委員会、健康づくり福祉課  
住民生活課／男女共同参画推進室

男女平等意識が低いこと、あるいは、男尊女卑の考え方がDV発生の要因の一つであることから、発達段階に応じた男女平等教育を、学校教育の中でさらに推進する。

また、さまざまな機会をとらえて、リーフレットの配布、出前講座や研修会等を行い、気づきの機会を増やす。あわせて、若年層からデートDV防止啓発などを行い、DVを未然に防ぐために発生防止啓発を行う。

【～令和2年】

- 各種研修会や講座、イベントでのリーフレットやポケットティッシュ等の配布による啓発

【令和3年～】

- 継続

##### DV被害者の早期発見のための体制

健康づくり福祉課、高齢者福祉課  
教育委員会、住民生活課／男女共同参画推進室

たくさんの相談機関が存在することを広報、チラシ等で繰り返し周知することにより、身近な人への相談から、相談機関への相談へとステップを踏めるように体制を整える。また、家庭との関わりが深い関係機関には、情報の提供をお願いし、被害が大きくならないうちの、早期発見を目指す。

DVは身体的暴力だけでなく、精神的暴力も多く含まれることを認識してもらうためのリーフレット等の作成を行う。

【～令和2年】

- 広報誌やホームページに相談先を掲載
- 関係機関との情報連携

【令和3年～】

- 継続

##### DV被害者の相談体制の充実

健康づくり福祉課

プライバシーに配慮し、被害者が安心して相談できるようにする。また、個人に寄り添って相談に乗れる体制を整える。

対応する職員の資質向上のため、研修会等への参加に努める。

【～令和2年】

- 香川県主催の研修会などへの参加によるスキルの向上

【令和3年～】

- 継続

## ◆虐待防止等ネットワーク会議・各機関との連携

### 施策の方向

小豆島町の関係各課で構成される、虐待防止等ネットワーク会議で情報が共有できるよう、また、情報の提供が相互に行われるよう連携を強化する。

### 施策の内容

#### 虐待防止等ネットワーク会議での連携

教育委員会、健康づくり福祉課、高齢者福祉課  
介護保険施設、住民生活課／男女共同参画推進室

DV被害者は、あわせて児童虐待被害者の子供を持つ恐れもあることから、児童虐待防止部会とDV防止対策部会は特に連携を密にし、民生委員や教育現場からの情報の収集に努める。

高齢者部会・身体障害者部会においては、被害者本人からの申し出がしにくいいため、介護保険施設等の職員や民生委員等の周囲の見守り体制を強化する。

虐待防止等ネットワーク会議の担当者は、研修会等により資質向上に努め、他の部会の事案を含めて、情報の収集に努める。

#### 各機関との連携

教育委員会、健康づくり福祉課  
住民生活課／男女共同参画推進室

香川県内には、DV被害者に対して支援を行っている機関が、警察を始め、香川県子ども女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター・児童相談所）、家庭裁判所など多くある。状況に応じて機関を紹介するなど、適切な対応をする。

また、被害者の自立のための支援を行う。（生活保護申請、住民基本台帳閲覧制限等）

### 実績と今後の取組

【～令和2年】

- 虐待防止等ネットワーク会議での情報共有、連携
- 事務担当者の研修を実施

【令和3年～】

- 継続

【～令和2年】

- 個々のケースに応じた香川県子ども女性相談センター等と連携を図った対応
- 状況に応じた支援措置

【令和3年～】

- 継続

## ◆ハラスメントの防止対策の推進

### 施策の方向

セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどのハラスメントは、個人の人格や尊厳を不当に侵害する行為である。また、マタニティ・ハラスメントは女性の就業継続を阻む恐れがあることから、企業・事業所での発生防止等の取り組みを啓発する。

### 施策の内容

#### ハラスメント防止研修の実施

総務課  
住民生活課／男女共同参画推進室

セクシュアル・ハラスメントを始めとするハラスメントの多くは、無意識にしていることも多いことから、継続的に研修を行い、認識が深まるよう啓発を行う。

### 実績と今後の取組

【～令和2年】  
● ハラスメント研修を実施（R1、R2）

【令和3年～】  
● 継続

#### ハラスメント防止対策の推進

住民生活課／男女共同参画推進室

ハラスメントは個人の問題だけでなく、職場の環境を悪化させ、事業経営も悪化させる恐れもある。また、妊娠・出産による不当な要求や言動であるマタニティ・ハラスメントは、女性の就業継続を阻む恐れがあるため、職場全体でハラスメントをなくす取り組みを推進する。  
商工観光課の企業訪問に同行して、ハラスメント防止について啓発する。

【令和3年～】  
● 事業所へのハラスメント防止啓発の実施

#### ハラスメント相談窓口の周知

住民生活課／男女共同参画推進室

外部に相談することを躊躇することが多いと考えられるうえ、相談窓口が分かりにくいいため、各種ハラスメントについて、住民生活課で最初の相談を受け、次へつなぐ支援を行う。

【～令和2年】  
● 住民生活課を相談の総合窓口として周知し、関係部署・機関との連携・支援を実施  
【令和3年～】  
● 継続

## ◆人権教育、人権啓発活動の推進

### 施策の方向

すべての人が個人として尊重され、あらゆる形態の人権侵害を受けることなく、誰もが安心していきいきと暮らせる社会を目指す。

### 施策の内容

#### 誰もが人権尊重の精神をもつための教育・啓発活動

【人権教育・啓発に関する基本計画に基づく】

女性、子ども、高齢者等に対する暴力、及び障害のある人、外国人、高齢者への偏見や差別などを解消するための、人権教育や啓発活動を推進する。

性の多様性への理解を深め、性的少数者の尊厳、積極的な社会参加を促すための啓発を推進する。

人権とは、「しあわせになるための権利」であることを認識し、お互いの人権を大切にす啓発を強力に推進する。

住民生活課／男女共同参画推進室

#### 高齢者・障害者・外国人・ひとり親家庭などに対する支援

高齢単身女性世帯や、母子世帯には貧困の家庭が多くなりやすいため、生活上の困難について相談できる窓口の周知や、身近な民生委員・児童委員による相談、庁内での連携による支援を行う。

外国人の生活上の困難について、相談できる窓口の周知や庁内での連携による支援を行う。

健康づくり福祉課、高齢者福祉課  
商工観光課、住民生活課／男女共同参画推進室

#### 誰もが地域でいきいきと活躍できるための支援

ボランティア活動の推進など、地域で活躍できるための支援を行う。

教育委員会、高齢者福祉課  
住民生活課／男女共同参画推進室

### 実績と今後の取組

【～令和2年】

- しあわせづくり講演会や研修会を実施

【令和3年～】

- 継続
- 性的少数者の方が生活しやすくなるためのパートナーシップ制度を導入

【～令和2年】

- 広報誌、ホームページでの相談窓口の周知

【令和3年～】

- 継続
- 外国人向け講座の実施

【～令和2年】

- 学校支援ボランティア活動、認知症サポーター養成講座、こまめ隊養成塾の実施

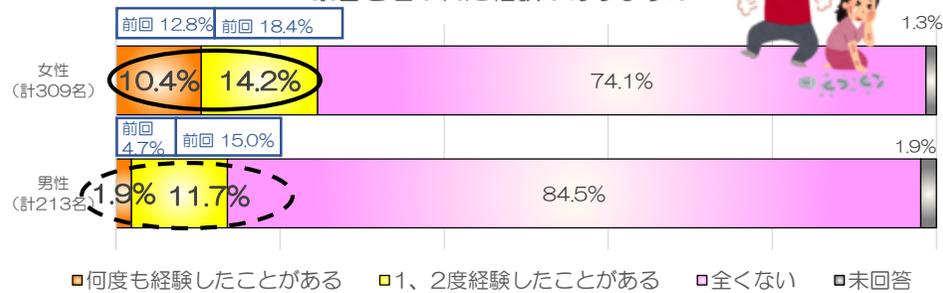
【令和3年～】

- 継続
- 地域学校協働活動の推進

### Ⅲ 一人ひとりが人権を尊重しあえるまちづくり 関連資料

#### 小豆島町におけるDVの状況①

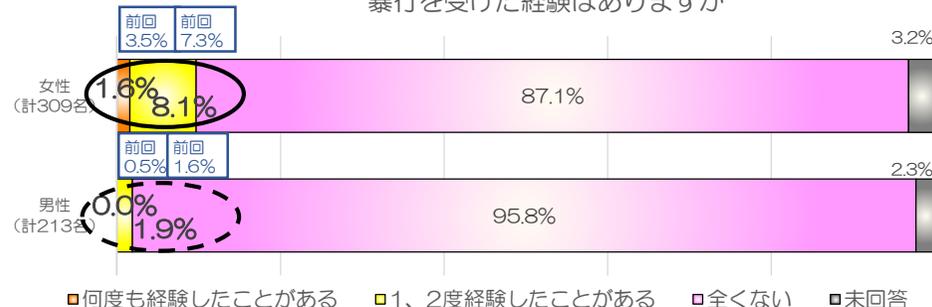
今までに配偶者や恋人から大声でどなられたり  
暴言を吐かれた経験がありますか



小豆島町「男女共同参画社会実現に向けた町民意識調査」(令和2年)

#### 小豆島町におけるDVの状況②

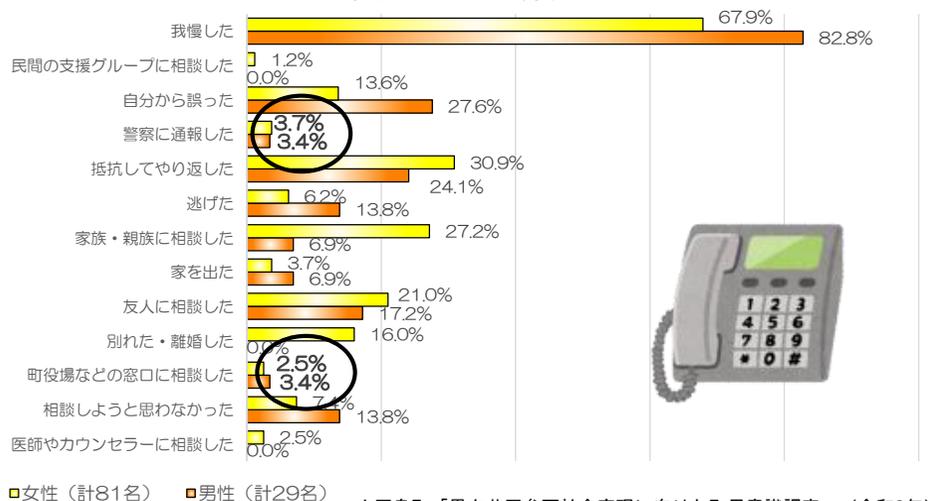
今までに配偶者や恋人から医師の治療が必要とならない程度の  
暴行を受けた経験がありますか



小豆島町「男女共同参画社会実現に向けた町民意識調査」(令和2年)

#### DV被害を受けた際の対応①

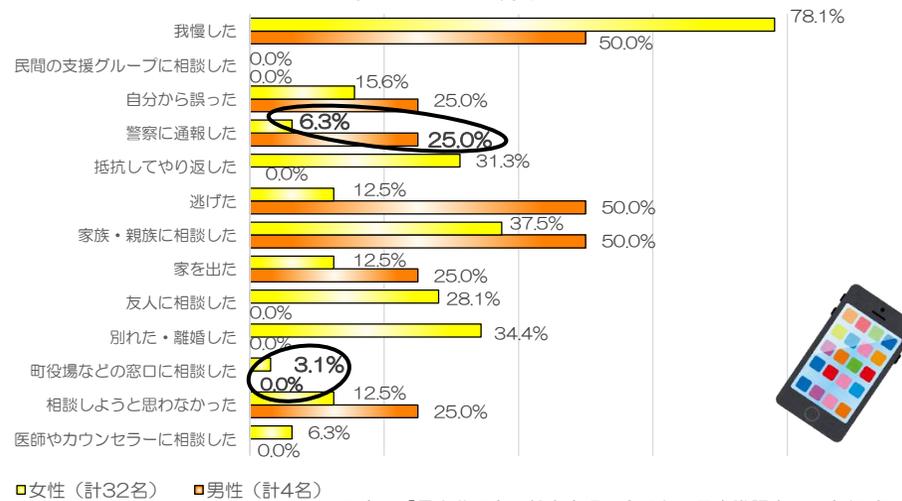
配偶者や恋人から大声でどなられたり  
暴言を吐かれた際、どうしましたか



小豆島町「男女共同参画社会実現に向けた町民意識調査」(令和2年)

#### DV被害を受けた際の対応②

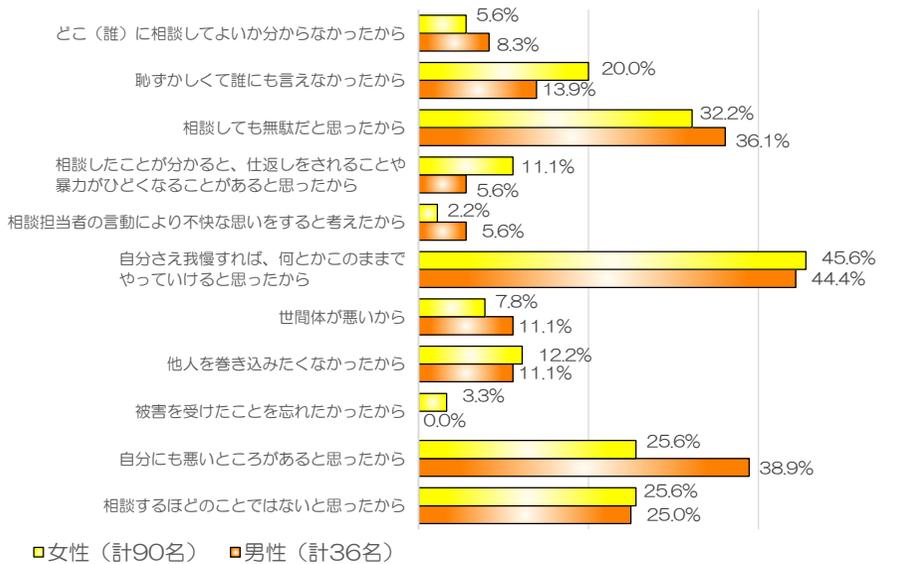
配偶者や恋人から医師の治療が必要とならない程度の  
暴行を受けた際、どうしましたか



小豆島町「男女共同参画社会実現に向けた町民意識調査」(令和2年)

## DV被害を受けた際に行動を起こさなかった理由

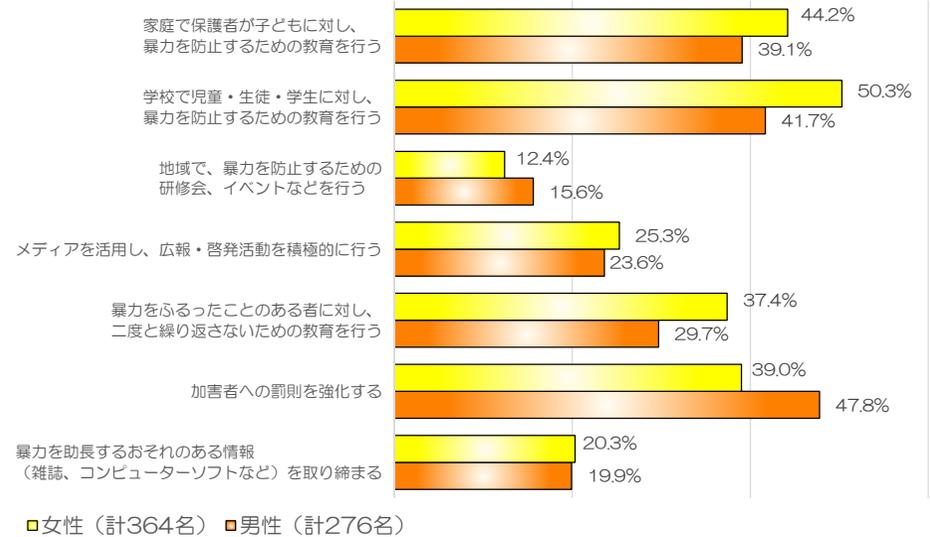
「我慢した」「相談しようと思わなかった」のはなぜですか



小豆島町「男女共同参画社会実現に向けた町民意識調査」(令和2年)

## DVを防止するために

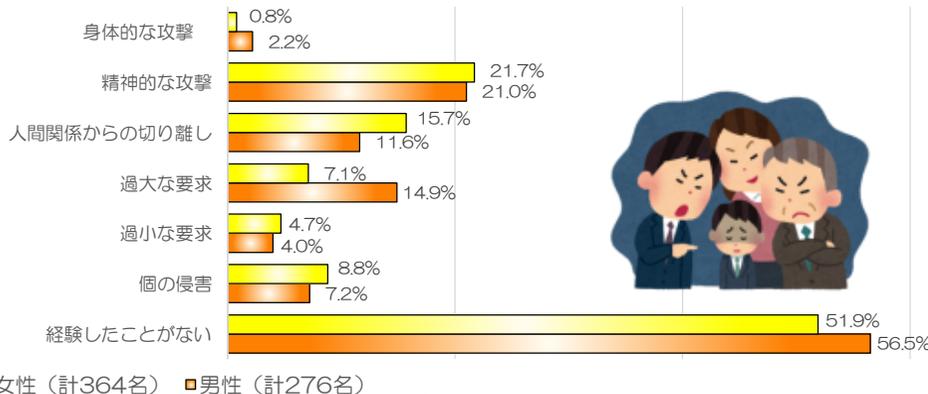
男女間などにおける暴力を防止するためには  
どのようなことが必要だと思いますか



小豆島町「男女共同参画社会実現に向けた町民意識調査」(令和2年)

## 小豆島町におけるパワハラの経験割合

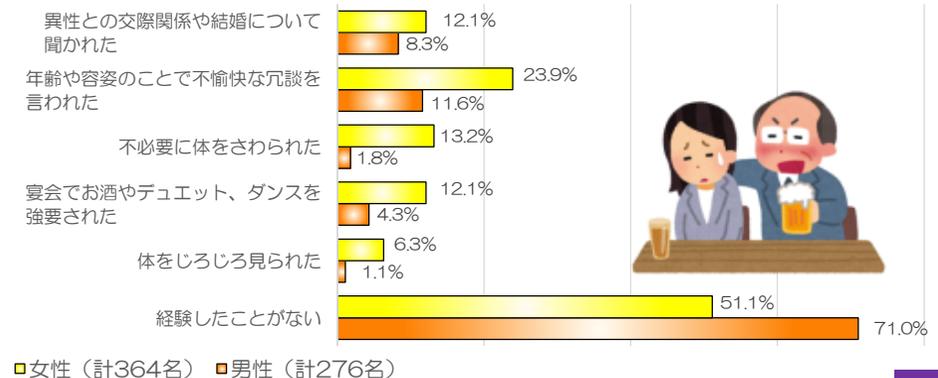
パワー・ハラスメントだと感じることを経験されたことがありますか



小豆島町「男女共同参画社会実現に向けた町民意識調査」(令和2年)

## 小豆島町におけるセクハラ経験割合

セクシュアル・ハラスメントだと感じることを  
経験されたことがありますか



小豆島町「男女共同参画社会実現に向けた町民意識調査」(令和2年)

### Ⅲ 一人ひとりが人権を尊重しあえるまちづくり 評価指標

評価指標	現状値 (H28)	目標値 (R2)	現状値 (R2)	目標値 (R7)
「医師の治療が必要とならない程度の暴行を受けたことがある」と答えた人の割合	女性 10.8% 男性 2.1%	女性 7.0% 男性 1.5%	女性 9.7% 男性 1.9%	女性 7.0% 男性 1.5%
医師の治療が必要とならない程度の暴行を受けたことがある人のうち、公的機関に相談した人の割合	女性 9.7% 男性 0%	女性 13.0% 男性 3.0%	女性 9.4% 男性 25.0%	女性 13.0% 男性 20.0%
DV防止（デートDV含む）に関する出前講座研修会開催回数	2回 / 年	4回 / 年	2回 / 年	4回 / 年
DVに関する相談窓口を知っている割合	—	60.0%	77.8%	80.0%
人権問題を「差別のことである」とイメージする割合	29.8%(H23)	25.0%	30.2% (H30)	—
人権を「しあわせづくりのことである」とイメージする割合	23.9%(H23)	—	30.8% (H30)	40.0%
虐待防止等ネットワーク会議の全体研修会と講演会の開催回数	1回 / 年	2回 / 年	2回 / 年	2回 / 年

## 誰もがいきいきと暮らせる社会の実現に向けた取り組み

町民は・・・

- ◆ 固定的役割分担意識の解消

事業所は・・・

- ◆ ハラスメントの防止
- ◆ ワーク・ライフ・バランスの実現



男女共同参画  
社会の実現

行政は・・・

- ◆ 誰もがいきいきと暮らせるための支援

教育現場は・・・

- ◆ 豊かな人権感覚の育成

## 用語説明

男女共同参画社会	男女がお互いを尊重しあい、職場・学校・家庭・地域などの社会のあらゆる分野で、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、喜びや責任を分かち合うことの出来る社会のこと。 「参画」という言葉には、単に参加するというだけでなく、方針や立案や決定などの意思決定への参加という意味がある。
固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力や意思によって役割を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」などのように、男性、女性という性別を理由に、役割を固定的に分ける考え方のこと。
ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」と訳され、一人ひとりがやりがいや充実感をもちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域社会などにおいて、子育て期、中高年期といった各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。
イクボス	職場で共に働く部下・スタッフのワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司（経営者・管理職）のこと。
認知症サポーター養成講座 こまめ隊養成塾	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を養成し、認知症の方などにやさしい地域づくりに取り組んでおり、その認知症サポーターを養成するための講座のこと。子どもから大人まで誰でもなることができる。また、認知症サポーターのステップアップ講座が「こまめ隊養成塾」である。
地域学校協働活動	地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関などの幅広い地域住民などの参画を得て、地域全体で子どもの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のこと。
全国学力・学習状況調査	全国の小学校第6学年、中学校第3学年を対象に文部科学省が実施する教科（国語、算数・数学）及び生活習慣や学校環境に関する調査のこと。
フレキシブル勤務	労働者が自身の裁量で労働時間を決められる勤務形態のこと。
プレママ・プレパパ	プレママは、妊娠が初めての女性のことを意味する。ママになる前の女性をさすので、もうすぐ赤ちゃんを迎える女性ということ。プレパパはパパになる前の男の人を意味する。

## 用語説明

DV	ドメスティック・バイオレンスといい、配偶者または事実婚のパートナーなど親密な関係にある男女間における暴力のことを言う。暴力は、殴る・蹴るなどの身体的暴力だけでなく、人前でバカにしたり生活費を渡さないなどの精神的暴力や、性行為の強要などの性的暴力も含まれる。
デートDV	DVの中でも、交際中のカップル間に起こるDVのこと。
パワー・ハラスメント	同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。一般的に「パワハラ」と略される。
セクシュアル・ハラスメント	相手の意に反した性的な性質の言動、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布など様々なものがある。一般的に「セクハラ」と略される。
マタニティ・ハラスメント	妊娠・出産・育休などを理由とする、解雇・雇い止め、降格などの不利益な取り扱いを行うこと。一般的に「マタハラ」と略される。
パートナーシップ制度	法律上の婚姻関係とは異なり、一方又は双方がLGBTなど性的少数者である二人が、互いを人生のパートナーとし、相互の協力により、継続的に共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約束した関係であることを宣誓し、自治体が公的に証明する制度